

忘れずに受給の手続きを！

児童手当の現況届

児童手当の現況届は、受給者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するために大変重要な届出です。未提出の場合には、支給が受けられなくなりしますので、必ず提出をお願いします。

■提出の対象者

現在、児童手当を受給している方（公務員を除く）。

対象者には「現況届」を送付しますので、期限内に必ず提出してください。

※5月以降に初めて葦崎市に

て申請した方（5月に第一

子が生まれた方、または5月に転入した方）は提出不要ですが、受給申請には平成27年度の所得証明書（平成26年中の所得についての証明）が必要で

■提出書類

・現況届

・受給者の健康保険証の写し（国民健康保険の方は不要）

・平成27年1月2日以降葦崎市に転入された方は、前住所在地にて取得した平成27年度所

得証明書（児童手当用）

※市町村により取得できる時期が異なりますので、事前にお問い合わせください。

■提出期限

6月30日（火）

※今年度の現況届については「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書も兼ねていきます。現況届の対象にならない方には、別途申請書を郵送します。ただし、公務員の方は職場へお問い合わせください。（詳しくは広報5月号をご覧ください。）

■問い合わせ

福祉課子育て支援担当

（内線 175）

麻しん（はしか）にご注意ください！

麻しんは毎年春から夏にかけて流行しています。

■麻しんとは…

麻しんは感染力が非常に強く、感染すると発熱や咳、鼻水などの風邪症状が現れ、高熱と発疹を伴います。

■予防するには…

予防接種が有効と言われています。なお、公費接種の対象年齢は下記のとおりですので、できる限り早めの接種をお願いします。

■対象者

麻しん風しん混合ワクチン

1期 生後12ヶ月～24ヶ月未満（2歳の誕生日前日まで）

※1歳になったら、なるべく早く接種をお願いします。

2期 小学校就学前の1年間（年長児）

※できる限り6月までに接種をお願いします。

※対象者には4月中旬に予診票を送付していますのでご確認ください。

■問い合わせ

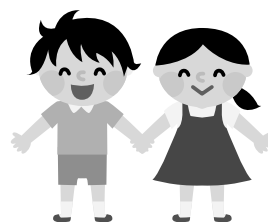
保健課健康増進担当 ☎ 23-4310

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の額を変更

	平成26年度 (平成27年3月分まで)	平成27年度 (平成27年4月分から)	支給月
特別児童扶養手当(1級)	49,900円	51,100円	4・8・11月
特別児童扶養手当(2級)	33,230円	34,030円	
特別障害者手当	26,000円	26,620円	5・8・11・2月
障害児福祉手当	14,140円	14,480円	5・8・11・2月

※特別児童扶養手当は、平成27年8月支払（平成27年4月分～7月分）から変更になります。

※特別障害者手当・障害児福祉手当は、平成27年5月支払（平成27年2・3月分は変更前の額、平成27年4月分は変更後の額）から変更になります。



全国消費者物価指数の変動や、国民年金法等の改正による手当額の特別水準の解消に伴い、平成27年度の手当額が表のとおり変更されます。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の受給には所得制限があり、これらの手当を受給している方には、所得状況届を提出していただく必要があります。

このため、8月上旬に対象者の方へ、市から届出用紙を送付しますので、指定期日までに提出をお願いします。

所得状況届の提出がない場合には、8月以降の手当が差し止められることもありますのでご注意ください。

■問い合わせ

福祉課障がい福祉担当

（内線 182・183）